

茨城県農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本方針

令和8年3月（策定）

茨 城 県

## 茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の公表について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第1項の規定に基づき、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を令和8年3月31日付けで策定したので、同条第7項の規定に基づき公表する。

なお、本方針は、茨城県における効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立及び茨城県総合計画の実現に向けた農業経営基盤の強化の促進に係る施策を示すものである。

令和8年3月31日

茨城県知事 大井川 和彦

# 目 次

ページ

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	本県農業の基本的な方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営の目標及び農業構造の目標	2
3	新たに農業を営もうとする青年等の目標	2
4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	2
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	3
1	本県の基本的指標	3
2	地域ごとの基本的指標	11
3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	12
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	14
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	14
2	県が主体的に行う取組、農業経営・就農支援センターの体制	14
3	関係機関との連携	14
第4	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	15
1	農地の集積・集約化の推進方向	15
2	農地の集積・集約化に向けた推進体制	15
3	農業経営基盤強化促進事業の推進	16
4	その他農業経営基盤の強化を促進するための事業推進	16
第5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	17

## 茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向（法第5条第2項第1号）

#### 1 本県農業の基本的な方向

○ 農業産出額（2024年）は5,494億円で全国第3位、東京都中央卸売市場における青果物の取扱金額のシェアは22年連続日本一（2004年～2025年）と高い販売額を維持しているが、1経営体当たりの生産農業所得は584万円で全国第7位（2024年）に留まっている。

また、農業従事者の減少や高齢化が進む中、本県農業を持続的に発展させていくためには、農業で十分な所得が得られる「儲かる農業」を実現し、農業を魅力ある産業として次世代の担い手に引き継いでいくことが重要である。

これらを踏まえ、県では、儲かる農業の実現に向け、中長期的な視点に立って、収益性の高い農業への構造改革を加速するため、2023年5月に「茨城農業の将来ビジョン」を策定した。

加えて、国際情勢の不安定化や気候変動による災害の頻発化・激甚化などにより、食料安全保障の重要性が改めて認識される中、2024年3月に制定された「茨城県食と農を守るための条例」や、2024年6月に改正・施行された「食料・農業・農村基本法」に掲げる食料の安定供給という理念に対し、全国有数の農業産出額を誇り、首都圏の食を支える農業大県である本県が果たす役割は極めて大きい。

これらの理念を実現するには、農業生産の基盤となる担い手の確保が重要であり、個々の農業者が収益性の高い経営を展開し、得られた利益を事業の多角化などに再投資することで、更なる経営改善を図る「成長の好循環」を生み出すことが不可欠である。

このため、所得向上を目指し、生産性や付加価値の向上、販路の開拓はもとより、有機農業をはじめとした環境負荷低減に資する取組、農産物のブランド力強化など、多種多様な選択肢の中から自らが目指す経営を実現できる「経営者マインド」を備えた農業者の育成・確保を図る。その上で、県及び市町村は個々の農業者が目標とする経営を着実に実現することができるようソフト・ハード両面からの的確に支援を行う。

○ 本県の農業経営体数は2020年から2025年までの5年間で24.6%（2020年：44,852経営体、2025年：33,809経営体）減少している。一方で、経営耕地面積20ha以上の経営体数はこの5年で648経営体から859経営体に増加するなど、離農した農業者の農地を受け入れる形で大規模化が進展している。今後は、こうした離農農地の活用に向けて、規模拡大を目指す経営体に円滑に引き継ぐよう、マッチングをさらに加速していく必要がある。

○ 各市町村においては、農業者等の協議を踏まえ、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農地等を明確にした法第19条第1項に規定する農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）が策定されていることから、今後は、地域の合意の下、地域計画に基づき、県、農地中間管理機構、市町村、農業委員会等の関係機関が一体となり、対象となる担い手への農地の集積・集約化を推進する。

## 2 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び農業構造の目標

- 効率的かつ安定的な農業経営のため、主たる従事者が目標とする年間労働時間と年間所得を他産業従事者の水準を踏まえ以下のように設定する。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間	以内
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	580万円	以上

- 各地域において上記の目標を上回ることでできる担い手を明確化し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保するため、「認定農業者制度」の活用を図る。

## 3 新たに農業を営もうとする青年等の目標

- 新たに自ら農業経営を始めようとする青年等に対しては、就農相談、先進農家での事前研修の充実により着実な就農につなげる。その上で、新規就農者等が経営開始から5年後の目標とすべき年間労働時間と年間所得を他産業従事者の同期間の水準を踏まえ以下のように設定する。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間	以内
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	250万円	以上

- 各地域において上記の目標を上回り、将来、本県農業の担い手となり得る、意欲ある新規就農者を確保するため、「認定新規就農者制度」の活用を図る。

## 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（法第5条第2項第5号）

- 国では「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、担い手が利用する農地面積の割合を2013年度の5割から2023年度までに8割に引き上げる目標を設定し、この推進団体として、2014年度に各都道府県において農地中間管理機構を設置するとともに、各都道府県の集積目標についても国が設定することになり、本県については、2013年度の基準農地集積率（26.2%）を10年後に2.5倍にするとの考えから、10年後の2023年度に66%とする目標を設定し、農地中間管理機構を中心に農地の集積・集約化の取組を進め、担い手への農地集積率の向上を図ってきたところである。

- その結果、本県の担い手への農地集積率は、2013年度の23.5%から2023年度には、41.3%へ上昇し、10年間で17.8ポイント増と全国6位の高い伸びとなった。一方で、2024年度の集積率は42.3%（全国27位）にとどまっており、更なる農地の集積・集約化が必要な状況にある。

- こうした点を踏まえ、今後は農業従事者の高齢化に伴う農地の委託希望が増加することが見込まれる中、これまでの本県の集積率の実績に加え、所得向上を目指す農業経営体や異業種企業等への農地の集積・集約化に意欲的な地域を県、市町村等が一体となって重点的に支援する政策誘導効果を総合的に勘案し、2035年度における担い手への農地の集積率の目標を66%以上とし、農地の集積・集約化の更なる進展を図る。

- また、県内市町村において策定した地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、市町村、農地中間管理機構、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標（法第5条第2項第2号）

1 本県の基本的指標

県内の主要な20の営農類型について、第1の1に掲げた本県農業の基本的な方向に沿って、第1の2で掲げた目標を達成するために必要な最低限の経営規模、生産方式、経営管理の方法等を「農業経営の基本的指標」として以下のとおり設定する。

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 (水稲+飼料用米)	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>水田 2,800a (うち借入地 2,700a)</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>水稲(主食用米) 1,700a 水稲(飼料用米) 1,100a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;</p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.3人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;</p> <p>・農地の集積による大規模普通作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;</p> <p>トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン6条刈り 1台</p> <p>乾燥機50石 3基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;</p> <p>農地中間管理事業による農地集積を図る</p>	<p>作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する</p> <p>計画的な農機具、施設の整備を行う</p> <p>さらなる規模拡大に向けて法人化を進め、経営基盤の強化を図る</p>	<p>臨時雇用労働力を確保するとともに、雇用条件を整備し、常時雇用導入を図る</p>
2 普通作 (水稲+小麦+大豆)	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>水田 2,000a (うち借入地 1,900a)</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>水稲 1,200a 小麦 800a 大豆 800a</p> <p>(3作業以上・販売名義・処分権有)</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;</p> <p>・農地の集積及び麦、大豆を取り入れた大規模普通作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;</p> <p>トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン6条刈り 1台</p> <p>乾燥機50石 2基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台</p>	<p>作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する</p> <p>計画的な農機具、施設の整備を行う。</p> <p>麦、大豆を取り入れることにより年間労力の平準化を図るとともに、農機具、施設の利用向上を図る</p>	<p>雇用条件を整備する。</p>

	<p>&lt;農業労働力&gt;          基幹的従事者 1人          補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;土地利用、技術等&gt;          農地中間管理事業による          農地集積を図る</p>		
<p>3 施設野菜          (イチゴ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt;          施設 30a</p> <p>&lt;作付面積&gt;          イチゴ 30a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;          基幹的従事者 1人          補助的従事者 1人          臨時雇用 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;          ・イチゴの専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;          パイプハウス・付帯設備          30a          ウォーターカーテン一式          育苗ハウス 1棟          環境測定装置 1台          炭酸ガス発生装置          夜冷施設 1棟          トラクター30ps 1台          動力噴霧機 1台          作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;          イチゴ栽培に適した水質          であるかを確認する</p>	<p>環境測定機器の導          入により、増収を          図る</p>	<p>雇用条件を整備し、          臨時雇用労働力を確          保する</p>
<p>4 施設野菜          (トマト)</p>	<p>&lt;経営面積&gt;          施設 40a</p> <p>&lt;作付面積&gt;          トマト 40a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;          基幹的従事者 1人          補助的従事者 1人          臨時雇用 2人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;          ・長期どりトマトの専作経          営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;          鉄骨ハウス 40a          環境測定装置 1台          炭酸ガス発生装置 2台          暖房設備 一式          灌水設備 一式          トラクター30ps 1台          動力噴霧機 1台          フォークリフト 1台          作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;          ・地下水位の高い場所での          栽培は避ける</p>	<p>環境測定機器の導          入により、増収を          図る</p>	
<p>5 施設野菜          (ピーマン)</p>	<p>&lt;経営面積&gt;          施設 90a</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;          ・ピーマンの専作経営</p>	<p>環境測定機器の導          入により、増収を          図る</p>	<p>雇用条件を整備し、          臨時雇用労働力を確          保する</p>

	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>ピーマン促成 10a</p> <p>ピーマン半促成 40a</p> <p>ピーマン抑制 40a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 1人</p> <p>臨時雇用 1人</p>	<p>&lt;主な資本整備&gt;</p> <p>鉄骨ハウス 50a</p> <p>パイプハウス 40a</p> <p>環境測定装置 1台</p> <p>炭酸ガス発生装置 2台</p> <p>暖房設備 一式</p> <p>養液土耕システム 一式</p> <p>トラクター30ps 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;</p>		
6 施設野菜 (キュウリ)	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>施設 40a</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>促成キュウリ 40a</p> <p>抑制キュウリ 40a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 1人</p> <p>臨時雇用 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;</p> <p>・促成・抑制作型を組み合わせたキュウリ専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;</p> <p>鉄骨ハウス 40a</p> <p>環境測定装置 1台</p> <p>炭酸ガス発生装置 2台</p> <p>暖房設備 一式</p> <p>灌水設備 一式</p> <p>トラクター30ps 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>作業舎 1棟</p>	環境測定機器の導入により、増収を図る	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
7 施設野菜 (メロン+ミニトマト)	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>施設 120a</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>半促成メロン 100a</p> <p>ミニトマト 20a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 1人</p> <p>臨時雇用 0.5人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;</p> <p>・半促成メロン-ミニトマトの年2作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;</p> <p>パイプハウス 120a</p> <p>灌水設備 一式</p> <p>トラクター30ps 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>メロン洗浄機 1台</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>作業舎 1棟</p>	保温資材や高温時の遮光資材を活用し、適正な温湿度管理を行う	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
8 施設野菜 (ミズナ・ホウレンソウ・コマツナ等)	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>施設 40a</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>ミズナ他 240a</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;</p> <p>・ミズナ他の専作経営(年6作)</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;</p> <p>パイプハウス 40a</p> <p>灌水設備 一式</p>	綿密な種計画を立てる	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

	<p>&lt;農業労働力&gt;          基幹的従事者 1人          補助的従事者 1人          臨時雇用 1人</p>	<p>トラクター30ps 1台          動力噴霧機 1台          フォークリフト 1台          作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;          連作障害対策として太陽熱消毒の活用や適正施肥を行う。</p>		
<p>9 露地野菜          (カンショ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt;          普通畑 500a</p> <p>&lt;作付面積&gt;          カンショ 500a          (うち貯蔵 400a)</p> <p>&lt;農業労働力&gt;          基幹的従事者 1人          補助的従事者 1人          臨時雇用 0.5人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;          ・貯蔵出荷を取り入れたカンショの専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;          育苗ハウス 150坪          トラクター50ps 1台          マルチャー 1台          収穫機 1台          カンショ洗浄機 1台          フォークリフト 1台          作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;          ・前作が野菜などの肥沃地での栽培を避ける</p>	<p>周年、計画出荷を図る          貯蔵カンショの導入により、単価向上を図る          施設費用を抑えるため、貯蔵は外部委託</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>10 露地野菜          (レンコン)</p>	<p>&lt;経営面積&gt;          水田 260a</p> <p>&lt;作付面積&gt;          レンコン 260a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;          基幹的従事者 1人          補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;          ・レンコンの周年出荷による専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;          水圧掘取機 2台          動力噴霧機 2台          管理機 1台          作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;          ・健全な種バスを植え付ける</p>	<p>周年、レンコン田の水源を確保する。          環境にやさしいレンコン生産のため、減窒素栽培や農業散布回数の削減を図る</p>	<p>雇用条件を整備し、集出荷施設の利用による労働時間の削減を図る。</p>
<p>11 露地野菜          (ネギ+レタス+ハクサイ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt;          普通畑 240a</p> <p>&lt;作付面積&gt;          夏ネギ 100a          春レタス 60a</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;          ・レタスとネギ、ハクサイの組み合わせによる露地野菜経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt;          育苗ハウス 1棟</p>	<p>機械化体系をとる</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>

	<p>秋レタス 60a ハクサイ 80a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人</p>	<p>トラクター50ps 1台 移植機 1台 全自動収穫機 1台 マルチャー 1台 ブームスプレイヤー 1台 ネギ皮剥き機 1台 レタス包装機 1台 フォークリフト 1台 トラック 2t 1台</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt; ・排水対策を行う</p>		
12果樹 (ブドウ)	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 80a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 無加温ハウス 30a 雨よけ 50a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・直売主体のブドウ専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 無加温ハウス 30a 簡易被覆ハウス(雨よけ) 50a 果樹棚 80a トラクター30ps 1台 スピードスプレヤー 1台 乗用型草刈機 1台 運搬車 1台 直売施設兼作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt; 欧州系品種を中心に短梢剪定平行整枝による種なし栽培を導入する</p>	巨峰、欧州系品種を組み合わせるなど消費者ニーズに対応した品種を選定する	雇用条件を整備し、労働力を確保する
13果樹 (ナシ)	<p>&lt;経営面積&gt; 樹園地 150a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 幸水 80a 豊水 50a あきづき 20a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; 露地ナシ専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 多目的防災網 150a 果樹棚 150a トラクター30ps 1台 マニュアルスプレッダー 1台 スピードスプレヤー 1台 乗用型草刈機 1台 運搬車 1台 直売施設兼作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt; ・ジョイント仕立てを行い、省力化を図る</p>	新・改植を推進 早生から晩生品種までバランスよく構成し労力分散を図るとともに、気象災害のリスクの低減を図る	雇用条件を整備し、労働力を確保する

<p>1 4 施設花き (シクラメン+ポットカーネーション)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 40a</p> <p>&lt;栽培品目&gt; シクラメン 30a ポットカーネーション 25a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・シクラメンとポットカーネーションを中心とした鉢物経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 鉄骨ハウス 40a ベンチ 40a 土壌消毒器 一式 温室の二層カーテンと遮光資材 一式</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt; 施設の有効活用、省力化により経費削減を図る</p>	<p>契約販売に合わせ安定した計画出荷を図る</p> <p>消費者ニーズに対応した商品づくりを図る</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>1 5 露地花き(小ギク) + 露地野菜(ネギ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 普通畑 180a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 小ギク 100a 秋冬ネギ 80a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 2人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・小ギクを中心とした秋冬ネギとの複合経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 育苗ハウス 1棟 トラクター15ps 1台 トラクター40ps 1台 電照設備 一式 冷蔵庫</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt; ・電照栽培により開花調節を行い、需要期の安定出荷を図る</p>	<p>生産出荷計画に合わせ、適切な労力を配分する</p> <p>小ギクは需要期の安定出荷による有利販売を目指す</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>1 6 特用林産物(シイタケ)</p>	<p>&lt;経営規模&gt; シイタケ(原木) 100,000本</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・生シイタケ(原木)の専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; ほだ場 10,000㎡ 浸水槽 60㎡ きのこ発生室 10棟 クローラ 2台 (キャタピラ7ps) 保冷库 50㎡ フォークリフト 2台 自動植菌機 4台</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt; ・周年生産出荷</p>	<p>生産の作柄(豊凶の程度)を確認しながら、つくった物を出るだけ余さず、適正な品質と価格で販売するよう、発生操作を行い、生産量を安定的にコントロールする</p>	<p>雇用条件を整備し、季節による業務集中を平準化する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・良い菌種を使用し、計画的に植菌を行う</li> <li>・気象条件に応じた適正なほだ木管理を行う</li> </ul>		
17酪農	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>普通畑 750a (うち借入地 300a)</p> <p>&lt;飼養規模・作付面積&gt;</p> <p>飼養頭数(経産牛) 45頭</p> <p>イタリアンライグラス 飼料用トウモロコシ 700a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;</p> <p>基幹的従事者 2人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛1頭あたり年間泌乳量9,000kg以上の高い能力を持つ牛を飼養する</li> </ul> <p>&lt;主な資本整備&gt;</p> <p>搾乳牛舎 育成牛舎 堆肥舎 トラクター ライムソアー マニユアスプレッダー バキュームカー コーンハーベスター モア-コンディショナー ロールベラー</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;</p> <p>飼料作物を作付けして有効利用を図る</p>	<p>高い産乳量を維持するため、個体管理を十分行う</p> <p>飼料作物の基幹作業は、共同機械を利用して、減価償却費の削減を図る良質自給粗飼料(WCS含)の安定生産 耕畜連携等により堆肥利用の促進を図る</p>	ヘルパーを月2日間導入し、他産業並みの労働時間の実現を図る
18肉用牛 (繁殖+水稲+飼料用稲+飼料作物)	<p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>水田 200a 普通畑 50a</p> <p>&lt;飼養規模・作付面積&gt;</p> <p>飼養頭数(成雌牛) 30頭</p> <p>飼料用米 100a WCS用稲 100a 飼料用トウモロコシ 30a イタリアンライグラス 20a</p> <p>&lt;農業労働力&gt;</p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用牛繁殖に耕種部門を組み合わせた耕畜複合経営</li> </ul> <p>&lt;主な資本整備&gt;</p> <p>畜舎 堆肥舎 トラクター ショベルローダー コーンハーベスター コーンプランター マニユアスプレッダー ライムソアー パドック</p> <p>&lt;土地利用、技術等&gt;</p> <p>飼料作物を作付けして有効利用を図る</p>	<p>高い繁殖管理技術を身につけ、事故率2%以内に抑えて、1年1産を目指す</p> <p>飼料作物の基幹作業は、共同機械を利用して、減価償却費の削減を図る 耕畜連携等により堆肥利用の促進を図る</p>	ヘルパーまたは臨時雇用を導入し、他産業並みの労働時間の実現を図る
19養豚	<飼養規模>	<経営の特徴>		

	飼養頭数（種雌豚） 100頭	・高い生産効率を保つため、飼養規模は家族労働を基準に適正規模の範囲とする	高い肥育管理技術を身につけ、事故率2%以内に抑えるように努める 耕畜連携等により堆肥利用の促進を図る	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
	種雄豚 5頭			
	子豚 380頭	<主な資本整備>	飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底する	
	肉豚 725頭	種雄・交配・育成舎 妊娠豚舎 分娩・子豚舎 肉豚舎		
	<農業労働力> 基幹的従事者 2人	自動給餌システム トラック 糞尿処理施設 堆肥舎・曝気槽・沈殿槽・土壌蒸発散処理施設など		
		<土地利用、技術等> ・優良種豚を定期的に導入する		

### 集落営農

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
20普通作 (水稲+飼料用米+小麦+大豆)	<経営面積> 水田 6,000a  <作付面積> 水稲（主食用米） 3,000a 水稲（飼料用米） 1,500a 小麦 1,500a 大豆 1,500a  <農業労働力> 基幹的従事者 3人 補助的従事者 3人	<経営の特徴> ・おおむね1集落内の農家から農地管理、機械作業を委託された担い手農家3件による集落営農経営  <主な資本整備> トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 2台 自脱型コンバイン6条刈り 1台 汎用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 乾燥機50石 5基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台  <土地利用、技術等> ・ブロックローテーションにより、水稲、小麦、大豆を作付けする ・農地中間管理事業による農地集積・集約を図る	作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する  計画的な農機具、施設の整備を行う  構成員の役割分担の明確化により、効率的作業に努める  組合の法人化を進め、経営基盤の強化を図る	

## 2 地域ごとの基本的指標

各地域の主要な営農類型として、前掲第2の「1 本県の基本的指標」の中から、各々以下の類型で整理した。

- 県北地域：果樹（ブドウ）や畜産（肉用牛）など、9類型
- 県央地域：普通作（集落営農組織）や露地野菜（カンショ、葉物類）など、14類型
- 鹿行地域：施設野菜（イチゴ、果菜類、葉菜類）や露地野菜（カンショ）など、11類型
- 県南地域：普通作（水稲）や露地野菜（レンコン）など、15類型
- 県西地域：普通作（水稲+麦+大豆）や露地野菜（葉菜類）など、13類型

「各地域の主要な営農類型一覧」

No.	区分	営農類型名	地 域				
			県北	県央	鹿行	県南	県西
1	普通作	水稲	○		○	○	
2	普通作	水稲+小麦+大豆		○		○	○
3	施設野菜	イチゴ	○	○	○	○	○
4	施設野菜	果菜類（トマト）		○	○	○	○
5	施設野菜	果菜類（ピーマン）			○		
6	施設野菜	果菜類（キュウリ）					○
7	施設野菜	果菜類（メロン+トマト）		○	○		
8	施設野菜	葉菜類（ミズナ、ホウレンソウ、コマツナ等）		○	○		○
9	露地野菜	カンショ	○	○	○	○	○
10	露地野菜	レンコン		○	○	○	
11	露地野菜	葉物類（ネギ、レタス、ハクサイ）	○	○		○	○
12	果樹	ブドウ	○			○	
13	果樹	ナシ		○		○	○
14	施設花き	鉢物	○				○
15	露地花き	小ギク+ネギ		○		○	
16	特用作物	原木シイタケ				○	
17	畜産	酪農	○	○	○	○	○
18	畜産	肉用牛	○	○		○	○
19	畜産	養豚		○	○	○	○
経営類型数			8	13	10	14	12

注) ○：該当地域

[集落営農組織]

No.	区分	営農類型名	地 域				
			県北	県央	鹿行	県南	県西
20	普通作	水稲+飼料用米+小麦+大豆	○	○	○	○	○

注) ○：該当地域

### 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

(法第5条第2項第3号)

県内の主要な7経営類型(普通作1類型、野菜3類型、果樹1類型、花き1類型、畜産1類型)の代表的な品目について、第1の1に掲げた本県農業の基本的な方向に沿って、第1の3の目標達成に必要な経営規模、生産方式、経営管理の方法等を「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」として以下のとおり設定する。

#### 新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 (水稲+飼料用米)	<経営面積> 水田 1,000a  <作付面積> 水稲(主食用米) 600a 水稲(飼料用米) 400a	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした普通作経営  <主な資本整備> トラクター 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う  青色申告の実施  財務分析による経営診断の実施  資金繰り、返済計画の作成と実行 労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止  農繁期においても週1日程度の休暇を取得
2 施設野菜 (イチゴ)	<経営面積> 施設 15a  <作付面積> イチゴ 15a	<経営の特徴> ・イチゴ専作経営  <主な資本整備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 1棟 ウォーターカーテン 一式 炭酸ガス発生装置		
3 施設野菜 (トマト)	<経営面積> 施設 20a  <作付面積> トマト 20a	<経営の特徴> ・トマト専作経営  <主な資本整備> パイプハウス 20a 灌水設備一式 暖房設備一式 トラクター 1台 動力噴霧器 1台		
4 露地野菜 (レンコン)	<経営面積> 水田 80a  <作付面積> レンコン 80a	<経営の特徴> ・レンコン専作経営  <主な資本整備> トラクター30ps 1台 水圧掘取機 1台		

		動力噴霧機 1台 管理機 1台		
5 露地野菜 (ネギ)	<経営面積> 普通畑 70a  <作付面積> ネギ 70a	<経営の特徴> ・ネギ周年栽培  <主な資本整備> 育苗ハウス 1棟 トラクター 1台 ネギ移植機 1台 動力噴霧機 1台 ネギ皮剥き機 1台		
6 果樹 (ブドウ)	<経営面積> 樹園地 30a  <作付面積> ブドウ(雨よけ) 30a	<経営の特徴> ・欧州系品種を取り入れた直売主体の果樹経営  <主な資本整備> 簡易被覆ハウス(雨よけ) 30a 直売施設兼作業所 1棟 スピードスプレヤー 1台 乗用型草刈機 1台 運搬車 1台		
7 畜産 (肉用牛繁殖)	<経営面積> 飼養規模 成牛 20頭 普通畑 1.7ha  <作付面積> 飼料用とうもろこし 1.7ha 稲わら集荷面積 2.0ha	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした肉用牛繁殖経営  ・堆肥交換により稲わらの確保に努める  <主な資本整備> 畜舎 堆肥舎 トラクター ショベルローダー コーンハーベスター コンプランター マニユアスプレッダー ロータリープラウ ライムソー 動力噴霧器 給餌用ワゴン	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う  青色申告の実施  財務分析による経営診断の実施  資金繰り、返済計画の作成と実行  労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止  農繁期においても週1日程度の休暇を取得

### 第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 (法第5条第2項第4号)

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業従事者の減少や高齢化が進む中、本県農業を持続的に発展させていくためには、意欲ある人材の就農・定着を支援し、収益性の高い事業を展開できる経営感覚に優れた担い手を育成・確保していくことが重要である。地域の担い手の状況を踏まえ、担い手が不足する地域には、異業種企業や地域外の農業法人の参入を進めることで、本県農業を支える多様な担い手を確保していく。

#### 2 県が主体的に行う取組、農業経営・就農支援センターの体制

本県の農業を担う人材を確保し育成するため、農業経営基盤強化促進法第11条の11並びに農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1第4の2の(6)及び(7)の規定に基づき、県は、茨城県農林水産部農業経営課就農・農業参入支援室及び公益社団法人茨城県農林振興公社を、茨城県農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置付ける。

なお、茨城県農林水産部農業経営課就農・農業参入支援室に茨城県農業参入等支援センターを、公益社団法人茨城県農林振興公社に新規就農相談センターを設置し、次の業務を行うこととする。

##### (1) 茨城県農業参入等支援センター

- ア 農業経営に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、相談者の課題に応じて中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家からなる支援チームを派遣する経営改善支援を行う。
- イ 法人化や経営改善、雇用環境改善等を促進するためのセミナー等を開催する。
- ウ 経営継承を希望する農業者に対し、関係機関と連携して、円滑な継承ができるよう支援する。
- エ 本県農業への参入を志向する異業種の企業や、地域外の農業法人に対する相談窓口を設置し、参入支援を行う。

##### (2) 新規就農相談センター

- ア 就農に関する相談窓口を設置し、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者(以下「就農等希望者」という。)に対してワンストップによる効果的な支援を行う。
- イ 就農相談の際に求められる各種情報について、当該情報を持つ関係機関・団体等から集約し、就農希望者に対して速やかに提供する。
- ウ 関係機関・団体における就農相談も併せて、一元的に就農相談情報の管理を行い、必要に応じて管理している情報を関係機関・団体へも提供する。
- エ 就農を希望する青年等に対し、儲かる農業を実践する農業経営事例や、本県の恵まれた生産環境等本県農業の魅力を広く情報発信するとともに、インターンシップなど、優れた農業者の経営内容や取組について、直接見て体験する機会を提供す

る。

オ 就農意欲のある青年等に対し、就農前研修に係る相談にきめ細やかに対応するとともに、就農前研修の研修機関に関する情報を提供することにより、円滑な研修開始を支援する。

カ 農業法人等への就農を希望する青年等に対し、円滑な就農相談が行われるよう、無料の職業紹介業務を行う。

### 3 関係機関との連携

県（農業経営・就農支援センター、農業総合センター、各農林事務所企画調整部門、各農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）、農業大学校）、茨城県農業会議、茨城県農業協同組合中央会及び連合会、茨城県農業信用基金協会、各市町村各農業委員会、各農業協同組合、農業経営士協会等の関係機関・団体が相互に連携をとりながら、担い手の確保・育成に努めるものとする。

また、茨城県農業参入等支援協議会を農業経営・就農支援センターの伴走機関と位置付け、連携して農業経営の法人化や規模拡大、農業分野への企業参入及び第三者継承による円滑な経営継承を促進する。

加えて、各普及センターが所管する地域においては、市町村、市町村農業委員会、各農業協同組合、農業者（農業経営士等）、普及センター等が一体となって、地域に根差した担い手の確保・育成を展開する。

上記に掲げた機関・団体が各々就農相談を受けた場合は、入手した個人情報の適正な管理に努めながら、必要な情報を共有するものとする。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項（法第5条第2項第6号）

### 1 農地の集積・集約化の推進方向

各市町村において策定した地域計画の実現に向け、県、市町村等関係機関が一体となって、担い手への農地の集積・集約化を推進する。併せて、意欲ある担い手等に対して儲かる農業の実現に必要な支援策を展開し、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端技術を含めた機械・施設の整備など農業経営の規模拡大や効率化を促進し、持続可能で生産性の高い農業経営の確立を目指す。

### 2 農地の集積・集約化に向けた推進体制

#### 【考え方】

農地の集積・集約化の推進は、地域計画の地域農業の実態に応じて随時更新し、完成度を高める取組（以下「ブラッシュアップ」という。）を軸に、県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業会議及び関係団体が連携し、それぞれの役割を十分に果たすことで、推進する。

#### 【各機関の役割分担】

- 県は、関係機関が役割を十分に果たせるよう市町村等の取組を支援するとともに、担い手に対する技術支援、大区画化する農地の整備など、関係する施策及び事業を計画的に実施する。
- 市町村は、地域計画のブラッシュアップについては、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、都道府県等の関係機関や、地域の農業者で構成された団体等の農業関

係者との推進体制等を整備したうえで、地域で一体となってブラッシュアップに取り組む。また、市町村は、話合いの目的やテーマを明確化した上で、可能な限り多くの回数、協議の場を開催し、法第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを表示した地図（以下「目標地図」という。）を含む地域計画を定める。

- 農業委員会は、管内の農地利用に関する実態調査に加え、地域内の全ての農地の出し手の離農時期を適切に把握し、目標地図の素案を作成する。また、コーディネーターとして地域の協議の場に積極的に参加するとともに、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促す。
- 農地中間管理機構は、市町村から提供された担い手に関する情報や農業委員会から提供された農地情報を基に、農業委員・農地最適化推進員と連携し、更新等を含め、出し手・受け手の間に入り、双方が希望する農地貸借条件（貸借期間、地代等の条件）の調整を行い、農地の効率的な活用の実現を図る。
- 農業会議は、農地利用に関する実態調査や意向調査の進捗管理及びとりまとめを行うとともに、農業委員会に対する研修会等の開催により、農地利用の最適化の推進を支援する。
- 茨城県農業協同組合中央会、各農業協同組合、茨城県土地改良事業団体連合会、土地改良区等の関係団体は、事業推進等を通じて、農地の集積・集約化の取組を支援する。

### 3 農業経営基盤強化促進事業の推進

#### （1）地域計画推進事業に関する事項

各市町村における地域計画の達成に向け、県は、協議の場の設置に関する助言並びに地域外の担い手及び農業参入法人のリスト提供など、協議の場への参画を通じて市町村等の取組を支援する。

#### （2）農用地に関する利用権の設定等の促進

地域全体の農用地の有効利用を図るため、市町村は、農業委員会等の関係機関と協力し農地の貸し手の掘り起こしを行い、貸し手の農地情報や借り手である担い手の情報を農地中間管理機構と共有し、担い手への権利移動を円滑に進める。

#### （3）農用地利用改善事業の推進

集落などのまとまりのある地域において組織されている農用地利用改善団体は、当該事業を活用して農用地利用規程を作成し、地域内の担い手へ農地を集積・集約化するとともに、担い手が不足する地域においては、地域の話し合いにより、農作業の効率化（機械の共同利用等）や農地の利用関係の改善（担い手への利用集積のための調整）を推進する。

### 4 その他農業経営基盤の強化を促進するための事業推進

農用地の利用集積による生産性の向上を推進するため、圃場の大区画化を行うための基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等による区画の拡大等の支援等）や農地中間管理事業（担い手等への農地を集積・集約化や農地集約化促進事業の活用等）の積極的な活用を図る。

## 第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項（法第5条第3項）

農地中間管理機構の指定を受けた公益社団法人茨城県農林振興公社が、農業経営の規模拡大や農用地の利用集積、農業経営基盤の強化等を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、「農地売買等事業」「農地売渡信託等事業」「農地所有適格法人出資育成事業」「研修等事業」を実施する。

公益社団法人茨城県農林振興公社は、特例事業の実施に当たっては、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業や、その他の農地流動化のための施策と連携して行うものとする。

市町村が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資するように実施する。